

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 2 月 2 8 日

関東経済産業局長 殿

富岡市長 榎本 義法

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

富岡市は、関東平野の北西部、群馬県の南西部に位置しており、周囲を高崎市、安中市、甘楽町、下仁田町と隣接している。市の西部、南部及び北部は山間部となっているが、東部は平野が広がった地形である。人口は、現在、約5万人弱であるが、毎年減少傾向であり、今後もこの傾向は続く見込みである。県内では、12市の中で11番目の人口となり、そのほとんどは平野部に集中している。人口構造をみると、15歳未満が10.8%、65歳以上は34.6%と少子高齢化が進んでおり、県の平均と比較してもその割合が高くなっている。(R2.10.1 国勢調査)

交通網は、市の中心部を東西に国道254号線が通るほか、南東部から北西部にかけて上信越自動車道が通っており、本市1か所の他、近隣2か所のICが存在し、高速交通網へのアクセスが容易である。

産業の歴史は古く、明治初期、現在の世界遺産となった『富岡製糸場』を中心に製糸業やそれを支える養蚕などの農業が栄えたが、現在は当時の産業構造とは変化している。

平成2年の就業人口比率における産業構造では、第1次産業が15.9%、第2次産業が44.6%、第3次産業が39.5%の割合となっているが、令和2年の産業構造では、第1次産業が6.5%と大幅に減少したほか、第2次産業が39.9%に減少し、第3次産業が53.5%と大幅に増加している。現在の当市の産業構造は、第2次産業、第3次産業に従事している者の割合が9割を超えている。(R2.10.1 国勢調査)

当市の第2次産業では、製造業に従事している者が8割以上を占め、その中でも主に輸送用機器や電気機器、情報通信機器、食料品、プラスチック製品、金属製品の製造に従事している者が多い。(R2 工業統計確報)

第2次産業全体の生産額をみると、3,977億円となっており、近隣市である安中市5,128億円、高崎市11,960億円、藤岡市4,081億円と比較して低い数値となっている。(RESAS 2018)

製造業に関する事業所数は年々減少傾向であり、直近の令和元年においては、201社と前年より2.8%減少している。同じく従業員数も、令和元年では、8,048人と、前年より1.8%減少している。(R2 工業統計確報)

製造品出荷額等をみると、令和元年においては約2,788億円となっており、前年より1.7%減少し、付加価値額においても令和元年では、約937億円となり、前年より14.1%減少している。(R2 工業統計確報)

従事している者が5割以上を占める第3次産業については、主に医療や福祉関係、卸売・小売業、飲食や生活関連のサービス業に従事している者が多い。(R2.10.1 国勢調査)

第3次産業全体の生産額をみると、1,814億円となっており、安中市1,720億円よりは高いが、高崎市16,150億円、藤岡市1,965億円よりは低い数値となっている。(RESAS 2018)

全国で少子高齢化による人口減少が続く中、当市においても例外ではなく、市内事業所においては、雇用の確保は喫緊の問題であり、従業員の減少が続くのはやむを得ない事情であるが、他市と比較して低い労働生産性を向上させることで、製造業やサービス業をはじめとした各種産業において労働力不足を補い、付加価値を高めていく必要がある。

(2) 目標

先端設備等導入計画について、国の同意した日から2年間の認定件数が10件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業中分類を製造品出荷額の多い方からみると、輸送機器が34.1%で一番多く、続いて情報通信の17.4%、次に電気機器の12.8%となっている。その他、食料品の9.6%、金属製品の3.7%と続いている。(R2 工業統計確報) 産業構造の上位3業種で64.3%を占めているが、その他の業種も幅広く存在していること、また、高い加工技術を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い産業への参入を後押しするため、先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市は、平成18年の合併を経て、現在122.85km²の面積を持つが、その内、都市計画区域が、20.93km²となり、全体の17%を占めている。

都市計画区域の内、用途指定地域が4.79km²、残りが無指定地域16.14km²と

なり、市街化区域、市街化調整区域は非線引きとなっている。

用途指定地域の内、工業専用地域および準工業地域の面積の合計は、0.59km²を占め、業種では、輸送機器、情報通信機器、電気機器に関連する企業が立地している。

また、商業地域および近隣商業地域の面積の合計は、0.42km²を占め、業種では、卸売業や小売業、飲食関係やサービス業に関連する事業所が立地している。

用途指定地域以外においては、8つの工業団地が6か所の地域に点在し、合計で0.87km²の面積となっており、業種では、主に輸送機器、情報通信機器、電気機器に関連する企業が立地している。その他の地域においても、地元の特産品であるこんにゃくを原料とした食品加工企業やプラスチック関連の企業が多く立地している。

商業・サービス業関係では、世界遺産『富岡製糸場』周辺や国道254号線の沿線及び上信越自動車道ICへのアクセス道沿いに大型商業施設や飲食関係の店舗が多数存在している。

このような背景から、区域については、特に指定することなく富岡市全域とする。

(2) 対象業種・事業

上記のとおり、業種及び事業等についても、様々な業種が存在していることを背景に全てを対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、本計画で見込んでいる労働力不足の解消に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であること、また、景観や環境への調和及び配慮が特に必要であることから、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために自ら消費する設備であって、市内に有する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるものに限り対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・市税を滞納している者を除く
- ・その他、市長が本計画の主旨を踏まえ不相当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象としない。